

田 や 第 1 0 7 1 号
令和 4 年 3 月 18 日

各田辺市所管介護職員(等特定)処遇改善加算
算定対象サービス事業所運営事業者 様

田辺市保健福祉部長
(公印省略)

令和 4 年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る
届出について (通知)

標記について、令和 4 年度に介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算の算定
を行う事業者は、下記期日までに各指定権者へ届出を行う必要があります。

つきましては、加算算定手続きについて内容を御確認の上、届出に際し遺漏のないようご留
意願います。

記

1 提出期限 **令和 4 年 4 月 1 5 日 (金)**

- ※ 令和 3 年度に加算を算定している場合であっても、引き続き令和 4 年 4 月から加算を算定
するためには、上記期限までの届出が必要となります。
- ※ 令和 4 年 4 月から新たに算定を行う場合は、上記期限までの届出が必要です。
- ※ 年度の途中から加算を算定する場合は、算定月の前々月の末日が提出期限となります。

2 提出先

サービス区分	事業所の所在地	提出先
地域密着型サービス 地域密着型介護予防サービス 介護予防・日常生活支援総合事業 (訪問介護従前相当サービス・通所介護従前相当サービス)	田辺市、みなべ町、白浜町、 上富田町、すさみ町 (以下「田辺圏域」とします。)	田辺市やすらぎ対策課 ※注 1
	上記以外	田辺市やすらぎ対策課 ※注 2

※注 1 田辺圏域内の複数の市町に事業所が所在する場合は、田辺市やすらぎ対策課へ提出
してください。(田辺市が指定権者となっていますので各町への提出は不要です。)

※注 2 田辺市と、田辺市以外の市町村(以下「他市町村」とします。)からそれぞれ指定を
受けている場合、田辺市と他市町村に提出する必要があります。

(他市町村への提出方法については、他市町村の担当課にお問い合わせください。)

3 提出書類

※ 様式は田辺市やすらぎ対策課指導係ホームページ（以下「指導係ホームページ」とします。）に掲載しています

①介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書【別紙様式2-1】

②介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）【別紙様式2-2】

③介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）【別紙様式2-3】

※介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合のみ。

④介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

⑤介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※④⑤については、新たに加算を算定する場合又は加算区分を変更する場合に提出してください。

4 提出方法及び提出先

●提出方法 **原則電子メール**により、上記提出書類を**エクセルファイルのまま**、やすらぎ対策課指導係のメールアドレス【yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp】までお送りください。件名は、「**【事業所名】令和4年度介護職員処遇改善加算等届出**」としてください。

電子メールによる提出が難しい場合は、郵送または持参により**2部（内1部は事業者控えとして返却します。）**提出ください。

郵送に当たっては、簡易書留等の発送又は收受の記録ができる方法としていただき、封筒に「令和4年度介護職員処遇改善加算等届出」と明記し、事業者の控えを送付するための返信用封筒（宛先を記入し、切手を添付したもの）を同封してください。

●提出先 田辺市保健福祉部やすらぎ対策課指導係

5 その他

(1) 提出書類の作成にあたっては、指導係ホームページに掲載しています【「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について】をご確認ください。

(2) 届出様式、記入例等については、指導係ホームページに掲載し、随時更新しておりますのでご確認ください。

[URL:http://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html](http://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html)

〒646-0028 田辺市高雄一丁目23番1号

田辺市市民総合センター内

田辺市やすらぎ対策課指導係

電話 0739-33-7033 FAX 0739-25-3994

メールアドレス：yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp